

## 帆走指示書 変更通知（番号01）

平成 24 年 8 月 8 日

レース委員会 委員長 吉田 豊

下記 帆走指示書 記載事項を変更する。

### 18-2 帰着申告

- ① インショアレースにおいては 艇長がレース本部に出向き 必要書類に署名する。その日の最終のレースのフィニッシュ後 あるいはレースの延期または中止の決定後 120 分以内にレース本部に提出しなければならない。
- ② オフショアレースにおいては、レース本部で得られる所定の申告書に必事項を記入の上、艇長が署名する。オフショアレースの自艇フィニッシュ後 90 分以内にレース本部に提出しなければならない。レースが中止された場合には ラグナマリーナへ帰港後 早急に行くこと。

(改正)

### 18-2 帰着申告

- ① インショアレースにおいては 艇長がレース本部に出向き **レース委員会から支給されたロガー(航跡記録装置)を返却し、必要書類に署名すること。**その日の最終のレースのフィニッシュ後 あるいはレースの延期または中止の決定後 120 分以内に **これを行わなければならない。**
- ② オフショアレースにおいては 艇長がレース本部に出向き **レース委員会から支給されたロガー(航跡記録装置)を返却し、必要書類に署名すること。自艇のフィニッシュ後 60 分以内に これを行わなければならない。**レースが中止された場合には ラグナマリーナへ帰港後 早急に行くこと。

以上